



謹賀新年

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。

正月三が日とも天候はよく、初詣日和となりました。昨年は年明け早々、悲しい出来事が続きましたが今年は落ち着いた年明けが迎えられました。

皆様にとっても良い新年を迎えられたことと存じます。



私事ですが本年は年男となります。今年、当事務所は会計ソフト更新時期が重なっており、更新と同時に新たに多様な機能を追加いたします。これを機により効率化を図り、事務所も次のステップへ脱皮出来ますよう取り計らいたいと思います。

本年も引き続き、ご交誼、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

給与所得の見直し

税制改正大綱では103万円の壁について議論がされて度々話題となっております。改正案では年収103万円の壁を123万円までに引き上げられることになりそうです。

この改正で何が引き上げられどう変わるのか考えてみました。

■ 現状 103 万円で所得税が無税のしくみ

内訳は給与所得控除が55万円、基礎控除額48万円で合計103万円です。給与収入があっても55万円までは控除額があります。それを超えた分が給与所得です。

所得があっても基礎控除額48万円の所得控除があります。この二つの合計が103万円あります。他に所得がない場合は給与年収103万円を超えると所得税が課税されます。(住民税は給与所得控除55万円、基礎控除43万円なので合計98万円となり、103万円以下であっても98万円を超えると5,000円程度の住民税はかかります。)

今回の改正案では給与所得控除は65万円、基礎控除は58万円にそれぞれ10万円ずつ引き上げて年収123万円以下であれば給与所得については所得税が発生しないように変わります。

■ 住民税どうなるでしょう

住民税については、給与所得控除は65万円に合わせますが、基礎控除は43万円に据え置かれるようなので123万円まで働いた場合、所得税は0円でも住民税は15,000円程度の納税が発生することになります。

住民税がかかるものの、所得税の扶養に入るために収入を抑えていた方にとっては収入増になります。度重なる最低時給の賃上げにより年々扶養ギリギリの方の労働時間は減っており、今回の改正で雇用主側も従業員の時間調整による労働時間減少を抑えられる効果も見込めます。

■ 給与所得控除は190万円が分岐点に

給与所得控除の下限が55万円から65万円に上がりますが、今回の改正案では年収190万円以上の方の給与所得控除については改正前と同じ給与所得になります。結果として190万円以下の方については20万円の課税所得が減ります

が、190万円以上の方については基礎控除の10万円のみ課税所得が減ります。扶養がない場合の年収と減税効果は以下の通りです。

給与所得控除の計算（案）

| 給与収入 | 給与所得控除 | 改正案 |
|----------------|----------------------|------|
| 162.5万円以下 | 55万円 | 65万円 |
| 162.5～180万円以下 | 収入金額×40%－100,000円 | |
| 180万円超～190万円以下 | 収入金額×30%＋80,000円 | |
| 190万円超～360万円以下 | 収入金額×30%＋80,000円 | 影響なし |
| 360万円超～660万円以下 | 収入金額×20%＋440,000円 | |
| 660万円超～850万円以下 | 収入金額×100%＋1,100,000円 | |
| 850万円超 | 195万円（上限） | |

年収ごとの減税額の影響（見込）

| 年収の目安 | 年間の減税額 | |
|-------------|---------|--------------------|
| 150万円 | 20,000円 | 給与所得控除及び基礎控除による減税 |
| 200～300万円 | 5,000円 | 基礎控除増額による 所得税率 5% |
| 500～600万円 | 10,000円 | 基礎控除増額による 所得税率 10% |
| 800～1,000万円 | 20,000円 | 基礎控除増額による 所得税率 20% |

■ 特定親族特別控除（案）の新設

19歳以上23歳未満の親族等（ちょうど大学生の年にあたります）については、扶養をしていると現状では扶養をしている側の親には63万円の所得控除が付きます。

ところが子がアルバイトをして103万円を超えてしまうとたとえ1円でも超えてしまえば扶養控除が出来なくなり、結果アルバイトをした子

19歳から22歳以下の特定親族特別控除（案）

改正前

| 子供側の年間アルバイト収入 | 子供側の合計所得 | 親側の所得控除額 |
|---------------|----------|----------|
| 103万円以下 | 48万円以下 | 63万円 |
| 103万円超 | 48万円超 | 0円 |

改正後

| 子供側の年間アルバイト収入 | 子供側の合計所得金額 | 親側の所得控除額 |
|---------------|---------------|----------|
| ～150万円以下 | 85万円以下 | 63万円 |
| 150万円超155万円以下 | 85万円超90万円以下 | 61万円 |
| 155万円超160万円以下 | 90万円超95万円以下 | 51万円 |
| 160万円超165万円以下 | 95万円超100万円以下 | 41万円 |
| 165万円超170万円以下 | 100万円超105万円以下 | 31万円 |
| 170万円超175万円以下 | 105万円超110万円以下 | 21万円 |
| 175万円超180万円以下 | 110万円超115万円以下 | 11万円 |
| 180万円超185万円以下 | 115万円超120万円以下 | 6万円 |
| 185万円超190万円以下 | 120万円超123万円以下 | 3万円 |

供本人は所得税も住民税もかかりませんが、扶養をしている親は所得税及び住民税が増えてしまいました。

大学生を扶養している親の税率が仮に所得税率10%の場合、住民税と併せると10.8万円納税が増えてしまうことが起きていました。

この制限を回避すべく学生アルバイトも親の扶養調整のために12月はシフトを抑えることも度々ありました。特定扶養者がいる方については、配偶者特別控除のように段階的に所得控除額を設けることで親の扶養に入れるために所得を調整する学生アルバイトの方の労働時間増が出来るようになります。

これらの改正を受けて配偶者控除や扶養控除を受けるために収入を抑えていた労働時間に余力のあるパート、アルバイト層の積極的な労働参加を促し、人手不足の解消につなげる狙いがあります。

一方で住民税については課税があるため地方税の大幅な減収には至らないと思われます。ただし企業および労働者は所得税より社会保険の加入負担の方が大きい為、所得控除に幅が出来たからと言って学生が130万円を超えて学生自身が国民健康保険加入になることは依然避けられると考えます。所得税制度はさらに複雑化しても実際に使用される控除枠は限られると思われます。

高校生については38万円の控除を25万円に減額（住民税については33万円を12万円に減額）する議論もされておりますが、こちらは1年見送られました。（芝事務所：山本 修）